

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリー トピック (2016年6月)

【北アイルランドに関する最近の2つの英国法について ～ 福祉制度改革の実施と準軍事的活動の終結に向けた規定など】

#### 要旨

- ・英国議会は、2015年11月と2016年5月、北アイルランドに関する2つの法律を制定した。
- ・「2015年北アイルランド(福祉制度改革)法」は、懸案となっていた北アイルランドでの福祉制度改革を、二次立法の制定によって、英国政府が実行することを可能にするものである。
- ・「2016年北アイルランド(ストーモント合意と実施計画)法」は、北アイルランド紛争の名残で今なお続く準軍事的活動の終結に向けた規定などを定めている。

本報告書では、英国議会で2015年11月及び2016年5月に制定された北アイルランドに関する2つの法律について取り上げる。これらの法律とは、「2015年北アイルランド(福祉制度改革)法(Northern Ireland (Welfare Reform) Act 2015)」と「2016年北アイルランド(ストーモント合意と実施計画)法(Northern Ireland (Stormont Agreement and Implementation Plan) Act 2016)」である。

北アイルランドでは、2014年12月、北アイルランド政府を構成する5政党<sup>1</sup>、英国政府及びアイルランド共和国政府の間で「ストーモント・ハウス合意(Stormont House Agreement)」が締結された。これは、1998年4月の「聖金曜日合意(Good Friday Agreement)」から始まった北アイルランドの和平プロセスで残された問題について前進を試みると共に、懸案となっていた北アイルランドでの福祉制度改革や法人税に関する権限の移譲などについて定めたものであった<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 当時は北アイルランド議会で議席を有する5つの政党が北アイルランド政府に参加していたが、2016年5月の北アイルランド議会選挙実施後、これらのうち2政党が公式野党(Official Opposition)となる旨を表明した。そのため、現在、北アイルランド政府は3つの政党で構成されている。

<sup>2</sup> 「ストーモント・ハウス合意」の詳細及び同合意が締結されるまでの経緯等については、2015年2月のマンスリー トピック「最近の北アイルランド情勢 ～ 法人税に関する権限の移譲などを定めた『ストーモント・ハウス合意』を英・アイルランド政府と締結 ～ 懸案となっていた地方自治体の統合と権限強化も実現」を参照。[http://www.jlgc.org.uk/jp/monthly\\_topic/uk\\_feb\\_2015\\_02/](http://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/uk_feb_2015_02/)

「ストーモント・ハウス合意」に沿って、北アイルランド政府は、2015年2月、「福祉制度改革法案 (Welfare Reform Bill)」を北アイルランド議会に再提出した。同法案の目的は、英国法である「2012年福祉制度改革法 (Welfare Reform Act 2012)」に基づいて英国の他の地域では既に実施されている福祉制度改革を、北アイルランドでも行うことであった<sup>3</sup>。しかし、同法案は、北アイルランドとアイルランド共和国の統一を主張するナショナリスト (Nationalist) の政党であるシン・フェイン党などが反対したため、立法化できなかった。

さらに、2015年8月にベルファスト市内でアイルランド共和軍 (IRA) の元メンバーの殺人事件が発生したことをきっかけに、IRAの準軍事組織が依然として存在している事実が判明したこと<sup>4</sup>も加わって、北アイルランド政府は再び危機的状況に陥った。このため、こうした状況を打開すべく、英国政府、アイルランド共和国政府及び北アイルランド政府に参加していた5政党が、(1) 準軍事組織の活動によって残された遺物 (legacy) と影響、(2) ストーモント・ハウス合意の実施——という2点を議題として協議を行った。10週間にわたる協議の結果、2015年11月、「新たなスタート - ストーモント合意と実施計画 (A Fresh Start - The Stormont Agreement and Implementation Plan)」と呼ばれる新たな合意が締結された<sup>5</sup>。

### 英国政府が北アイルランドで福祉制度改革を実行するための法律

冒頭で挙げた2つの法律は、この新たな合意の主な内容を実施するためのものである。まず、「2015年北アイルランド (福祉制度改革) 法」は、同合意に沿って、上で述べた英国法の「2012年福祉制度改革法」に加え、同じく英国法である「2016年福祉制度改革・労働法 (Welfare Reform and Work Act 2016)」<sup>6</sup>で制定された福祉制度改革を、英国政府が北アイルランドで実行することを可能にするものである。

「2015年北アイルランド (福祉制度改革) 法」の法案が英国議会に提出される直前の2015年11月18日、北アイルランド議会は、「立法への合意に関する動議 (Legislative Consent

---

<sup>3</sup> 福祉は、北アイルランドに権限が移譲された分野であるものの、福祉手当等の支給については、基本的にいわゆる「同等の原則 (parity principle)」に基づき、英国のその他の地域と同じ制度が運営されている。「同等の原則」の詳細は、北アイルランド議会の調査・情報サービス部が2011年5月に発行した報告書で説明されている。

<http://www.niassembly.gov.uk/globalassets/Documents/RaISe/Publications/2011/Social-Development/9911.pdf>

<sup>4</sup><https://www.gov.uk/government/publications/assessment-on-paramilitary-groups-in-northern-ireland>

<sup>5</sup><https://www.northernireland.gov.uk/publications/fresh-start-stormont-agreement-and-implementation-plan-0>

<sup>6</sup> 「2016年福祉制度改革・労働法」は、2015年7月に英国政府が国会に提出し、2016年3月に成立した。「2015年北アイルランド (福祉制度改革) 法」の制定時 (2015年11月) にはまだ法案の段階であった。

Motion)」を承認し、北アイルランドで福祉制度改革を実施するための法律を英国議会が制定することに合意した。「立法への合意に関する動議」とは、北アイルランド、スコットランドまたはウェールズに分権された分野の事項に関して英国議会が法律を制定することを、北アイルランド議会、スコットランド議会またはウェールズ議会が承認することを目的とするものである。「2015年北アイルランド（福祉制度改革）法」の法案は、「立法への合意に関する動議」が北アイルランド議会で承認された翌日に英国議会に提出され、2015年11月下旬に成立、女王の裁可を受けた。

同法は、英国政府が二次立法の一形態である「枢密院令（Order in Council）」を制定することにより北アイルランドでの福祉手当の支給等に関する規定を作ることができると定めた。同法は、2016年12月31日までの時限立法である。英国政府は、同法のもと、2015年12月、「2015年福祉制度改革（北アイルランド）命令（Welfare Reform (Northern Ireland) Order 2015）」を制定した。

#### 北アイルランドでの準軍事的活動の終結に向けた規定など定める

「2016年北アイルランド（ストーモント合意と実施計画）法」の主な内容は、下記の通りである。

- ・「新たなスタート - ストーモント合意と実施計画」に沿って設置される「独立報告委員会（Independent Reporting Commission）」の目的は、北アイルランドに関係した準軍事的活動を終結させることに向けた進展を促進することである（後述参照）。
- ・北アイルランド政府の首席大臣、副首席大臣及びその他の大臣に任命された者が、それらの役職への就任にあたって行う宣誓（pledge of office）で述べる内容に、「準軍事的活動が行われない社会を達成すべく、北アイルランド政府のその他のメンバーと協力する」ことなどを追加する。
- ・北アイルランド議会議員は、「準軍事的活動が行われない社会を達成すべく、北アイルランド政府のその他のメンバーと協力する」ことなどを誓約しない限り、北アイルランド議会に出席できないものとする。
- ・北アイルランド議会の選挙後、北アイルランド政府の首席大臣、副首席大臣及びその他の大臣が任命される期間を、これまでの規定の「新たな北アイルランド議会の最初の会議開催以降7日以内」から、同14日以内に変更する。

- ・北アイルランド財政の透明性を高め、北アイルランド政府が安定的で持続可能な予算を策定することを支援する規定を定める。北アイルランド議会で審議される毎年度の予算案に関して、その予算案で必要とされる英国政府からの補助金の額が、既に英国政府から北アイルランド政府に通告された当該年度の補助金の額を超えないことを確実にするための規定など。

上で述べた「独立報告委員会」とは、「新たなスタート - ストーモント合意と実施計画」に含まれていた「北アイルランドに関して今なお続く準軍事的活動を終結させることに向けた進展について毎年報告することなどを役割とする組織を設置する」との合意に沿って今後置かれる委員会を意味する。委員会は、英国政府、アイルランド共和国政府及び北アイルランド政府が推薦した4人のメンバーで構成されることになる。